

亀田郷一斉清掃の開催

去る、6月6日に亀田郷不法投棄対策連絡協議会主催による亀田郷一斉清掃が行われました。今回で7回目となる清掃には工区や高速道路沿線を13班に分け地域住民をはじめ行政、農業関係団体、学生、土地改良区職員から約1,000名のボランティアが参加しました。

親松会場では清掃に先立ち開会式が行われ、亀田郷不法投棄対策連絡協議会の五十嵐会長（亀田郷土地改良区理事長）や泉副会長（新潟市環境部長）、下村副会長（東日本高速道路（株）新潟支社新潟管理事務所副所長（代理で佐藤副所長））から挨拶をいただき、亀田郷地域から不法投棄を無くしましょうと協力を呼びかけ、参加者は約3時間、空き缶やタイヤ、テレビといった粗大ゴミの収集を行いました。

収集されたゴミは一般ゴミで4t車トラック21台分、タイヤ260本、テレビ48台、自転車40台などといずれも昨年度を上回ってしまいました。協議会では今後、合同パトロールの実施や警察や高速道路（株）、行政などと連携し不法投棄撲滅に努めたいと思っております。



土地改良区からのお願い

組合員資格の資格得喪通知手続について

- ① 農業者年金（経営移譲による）を受給する場合
- ② 売買等で資格が移動した場合
- ③ 相続、贈与により移動した場合

土地改良区の台帳は組合員からの移動通知により更新されることになっています。手続を怠りますといつまでも組合費がかかることとなります。

他目的使用について

土地改良区が管理している道路や水路を農業以外に使用する場合、他目的使用契約の締結が必要です。また、使用期間満了後継続して使用する場合は更新手続が必要となり、使用しない場合は、廃止手続を行ってください。無断使用の場合は、施設を撤去のうえ改修費用をご負担いただきます。使用料金は下記のとおりです。

ご不明な点がありましたら担当までご連絡ください。
なお、広告看板類は許可しません。

使用料金（5年分）

① 乗り入れ（橋など）	1㎡当たり	7,200円
② 浄化槽排水	1人槽当たり	1,800円
③ その他		

担当 管理課 管理係 TEL 381 - 7092（直）

農地転用の申請について

公共事業用地等を買収された場合や市街化区域内の農地を転用した場合、土地改良区への申請と農地転用決済金が必要となります。これらの手続が行われないと賦課台帳の更新がなされないため従来通りに賦課されます。決済金は区域内の農地受益面積が減少することで、償還金や将来の維持管理費を残された農地を耕作する組合員が過重に負担することのないようにするため、土地改良法に基づき一定額の決済金を徴収し、それぞれの経費に充当していくものです。

油流出事故防止について

これからの季節、水路への油流出事故が増えてきます。油類の漏えいは火災の危険だけでなく、環境悪化など深刻な事態になりかねません。漏えい事故の多くは、給油中のうっかりミスなど身近な所で発生し、少量の漏えいでも油膜は広範囲に広がり回収作業には多額の費用と労力が必要となりますのでご注意ください。誤って油類を漏えいさせてしまった場合、水路に油が流れているのを発見した場合は消防署へご連絡をお願いします。

賦課内訳の添付と内容確認について

平成20年度より組合費賦課金通知書に賦課（土地）内訳書を添付し賦課令書を発送する事となりました。この内訳書により組合員の皆様から年ごとの農地異動を確実に把握していただく事で土地改良区業務の円滑化も可能となります。

なお、内訳書の内容についてご不明な点がございましたら、最寄りの亀田土地改良区出張所までお問い合わせをお願いします。

監事総選挙

役員（監事）の任期満了（平成23年1月10日）に伴う監事総選挙を実施します。

日程及び定数は、次のとおりです。

日 程

日 程	事 項	付 記
平成22年12月3日(金)	選挙・投票・開票管理者及び各立会人を決定	理事会
平成22年12月10日(金)	選挙公告・選挙通知	
平成22年12月17日(金)	監事総選挙・当選公告・当選通知	臨時総代会（土改大ホール）
平成22年12月23日(木)	当選辞退〆切り	
平成22年12月24日(金)	当選確定公告	
平成23年1月11日(火)	新監事就任	

定 数

被 選 挙 区	定 数
第一被選挙区（横越）	3 人
第二被選挙区（大江山）	
第三被選挙区（亀田）	
第四被選挙区（両川）	
第五被選挙区（曾野木）	
第六被選挙区（鳥屋野）	
第七被選挙区（山潟）	
第八被選挙区（石山）	
第九被選挙区（大形）	
計	3 人